

春日井商業高校 部活動 活動ガイドライン

【活動日】

○週当たり 2 日（平日に 1 日と土日のいずれかに 1 日）以上の休養日を設ける。

- (1) 平日の休養日は、職員会議のある木曜日に設定することが望ましい。
- (2) 平日に休養日が設定できない場合、前後週のいずれかの平日に休養日を設ける。
- (3) 学習環境整備週間及び考査がかかる週は、平日の休養日の設定を絶対としない。
- (4) 祝日・長期休業日の扱いは、土日と同様とする。土日・祝日・長期休業日に休養日が設定できない場合、年間のいずれかの土日、祝日、長期休業日に休養日を設ける。
- (5) 土日・祝日・長期休業日に週当たり 2 日の休養日を設ける時は、平日の休養日の設定を絶対としない。
- (6) 年末年始等の学校閉庁日は、休養日とする。大会等がある場合は、学校長に相談する。

【活動時間】

○平日の活動時間は、2 時間程度までとする。

- (1) 活動時間は、最大 2 時間 30 分までとする。午前授業時は、最大 3 時間 30 分までとする。（生徒の完全下校時刻は午後 7 時 30 分厳守）ただし、定時退校日等により学校が定めた時間がある場合には指定された時間に従う。
- (2) 活動は原則として授業後に実施することとするが、次のようなケースでは始業前（午前 7 時 30 分～）に活動することも考えられる。ただし、始業前の活動時間も平日の活動時間に含める。
 - ア 気象等を考慮し生徒の健康・安全に配慮した活動を行う場合
 - イ 陸上競技の投てき練習等で、安全を確保した活動を行う場合

○土日、祝日、長期休業日の活動時間は、3 時間程度までとする。

- (1) 活動時間は、最大 3 時間 30 分までとする。（公式戦、練習試合を除く）

【その他】

- (1) 顧問は年間活動計画を年度当初に、月間活動計画を前月 25 日までに作成し、校長の許可を得て、あらかじめ生徒及び保護者に周知する。
- (2) 練習日に顧問の出張・会議等があり、やむを得ず指導に立ち会えない場合は、部員に対し十分に健康・安全面に配慮した練習内容を指示するとともに、怪我等があった場合の連絡方法について確認させる。

(3) 休養日、始業前、練習後の自主練習は、生徒の健康・安全面への配慮や教員の多忙化解消の観点から原則認めない。

ただし、補助的で限定的な活動として生徒本人の強い希望があり、顧問が実施を認めるとともに、以下の条件を満たした場合に限り活動を認める。

ア 顧問は、参加をすすめたり強制したりしない。

イ 顧問は、自主練習の指導にかかわらない。

ウ 顧問は、部員に対し十分に健康・安全面に配慮した練習内容を指示するとともに、怪我等があった場合の連絡方法について確認させる。

エ 自主練習時間は以下のとおりとする。

(ア) 平日の練習日の練習後は、完全下校時間（午後 7 時 30 分）が遵守できる範囲内とする。ただし、午前授業時の自主練習は認めない。

(イ) 平日の休養日は、通常の下校時刻（夏季：午後 5 時、冬季：午後 4 時 30 分）が遵守できる範囲内とする。

(ウ) 始業前は、開錠時間（午前 7 時 30 分）以降とする。

(エ) 土日・祝日・長期休業日は、練習日、休養日を問わず自主練習を認めない。

附則 1 このガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。